熊取町議会委員会会議録

〔令和７年３月定例会〕

議 会 運 営 委 員 会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊　取　町　議　会

目　　次

〔議会運営委員会（２月27日）〕
令和７年３月熊取町議会定例会の運営について …… 1
その他 …… 4

〔議会運営委員会（３月12日）〕
令和７年３月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて …… 7
その他 …… 10

〔総務文教常任委員会〕
議案第３号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 …… 12
質　疑 …… 12
採　決 …… 13
議案第４号　一般職職員給与条例の一部を改正する条例 …… 13
質　疑 …… 13
採　決 …… 13
議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 …… 14
質　疑 …… 14
採　決 …… 14
議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例 …… 14
質　疑 …… 14
採　決 …… 15
議案第７号　育児休業条例の一部を改正する条例 …… 15
質　疑 …… 16
採　決 …… 16
議案第８号　熊取町いじめ問題再調査委員会条例 …… 17
質　疑 …… 17
採　決 …… 19
議案第11号　小学校プール使用条例を廃止する条例 …… 19
質　疑 …… 19
採　決 …… 20
議案第14号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号） …… 20
質　疑 …… 20
採　決 …… 29

〔事業厚生常任委員会〕
議案第９号　子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例 …… 32
質　疑 …… 32
採　決 …… 32
議案第10号　下水道条例の一部を改正する条例 …… 32
質　疑 …… 32

採　決 …… 32
議案第12号　町道路線認定及び廃止について …… 32
質　疑 …… 32
採　決 …… 34
議案第13号　町道路線認定について …… 34
質　疑 …… 34
採　決 …… 34
議案第15号　令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号） …… 34
質　疑 …… 34
採　決 …… 34
議案第16号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号） …… 35
質　疑 …… 35
採　決 …… 35
議案第17号　令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号） …… 35
質　疑 …… 35
採　決 …… 35

議　会　運　営　委　員　会

議 会 運 営 委 員 会

月　　日	令和７年２月27日（木曜）招集			
場　　所	熊取町役場議場			
出席委員	委　員　長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委　　員	文野慎治	委　　員	石井一彰
	委　　員	大林隆昭	議　　長	河合弘樹
欠席委員	委　　員	渡辺豊子		
説明員	町　　長	藤原敏司	副町長	南　和仁
	総合政策部長	田中耕二	総務部長	永橋広幸
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書　　記	阪上高寛

付議審査事件

１）令和７年３月熊取町議会定例会の運営について

２）その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和７年３月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は５名であります。なお、渡辺委員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）おはようございます。それでは、令和７年３月議会定例会にご提案させていただく案件につきまして、資料に基づき説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

まず、４ページの報告案件について説明いたします。

４ページ上段をご覧ください。案件は１件です。

令和６年度熊取町一般会計補正予算（第８号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第１項の規定により令和７年１月22日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策に関する経費です。

次に、予定議案について説明いたします。

２ページをご覧ください。件数は全部で22件でございます。

１件目の監査委員の選任同意につきましては、監査委員、井上高和氏の任期が令和７年３月31日付で満了しますので、同氏の再任について、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

２件目の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

３件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和６年人事院勧告を踏まえて再任用職員へ住居手当が支給されることに伴い、一般職職員給与条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

４件目の地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

５件目の勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、勤務時間、休暇等条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

６件目の育児休業条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児休業条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

７件目の熊取町いじめ問題再調査委員会条例につきましては、いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態の調査結果に関し、同法第30条第２項の規定に基づき、町長の諮問に応じて調査審議を行う熊取町いじめ問題再調査委員会を設置するため、条例案を提出するものでございます。

８件目の子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例につきましては、熊取町子ども・子育て支援計画に、こども基本法第10条第２項に基づく市町村こども計画に包含し、令和７年度から熊取町こども計画として策定することに伴い、条例中に支援計画の名称を使用している条例の一部を改正する必要が生じるため、条例案を提出するものでございます。

９件目の下水道条例の一部を改正する条例につきましては、下水道法施行令の一部改正により、排出基準が見直されたため、新基準に適合する必要が生じるため、条例案を提出するものでございます。

10件目の小学校プール使用条例を廃止する条例につきましては、小学校プールでの一般開放業務を廃止することに伴い、条例案を提出するものでございます。

11件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により、１路線の町道路線認定及び廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

12件目の町道路線認定につきましては、道路法第８条第２項の規定により、12路線の町道路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

13件目の令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,595万円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入については、国・府支出金などの確定に伴うもの、歳出については、主に500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、総合体育館大規模改修工事、図書館大規模改修実施設計業務及び退職手当の増によるものでございます。

14件目の令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきましては、歳入歳出それぞれ１万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定に伴うもの、未就学児均等割保険料負担金の確定に伴うもの、産前産後保険料負担金の確定に伴うもの、国民健康保険財政調整基金利子の見込額の増額に伴うものなどでございます。

15件目の令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,084万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者数の増加に伴う保険料の増額及び後期高齢者医療広域連合事務負担金の減額によるものです。

３ページをご覧ください。

16件目の令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号）につきましては、収益的支出の既決予定額に186万9,000円を増額するものです。補正内容は、令和５年度決算確定に伴う繰入金の精算に係る増額でございます。

17件目の令和７年度熊取町一般会計予算につきましては、前年度に比べ7.6％の増の169億8,064万8,000円でございます。骨格予算であった前年度に比べ、11億9,493万6,000円の増額となり、過去最大の予算規模となっております。増加の主な要因は、標準準拠システム移行経費、児童手当制度改正による経費、小学校給食費物価高騰分の助成及び中学校給食費無償化の経費などとなっております。歳出の主な内容といたしましては、先ほどの増加の内容のほかに、小中学校ＧＩＧＡ端末の更新、総合体育館（すまいるズひまわりドーム）大規模改修工事、西小・北小体育館へのエアコン設置、馬谷池耐震対策工事に関する経費などとなっております。

18件目の令和７年度熊取町国民健康保険事業特別会計につきましては、前年度に比べ2.8％減の47億158万3,000円でございます。

19件目の令和７年度熊取町後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度に比べ2.3％増の９億6,709万8,000円でございます。

20件目の令和７年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、前年度に比べ0.1％増の41億2,261万1,000円でございます。

21件目の令和７年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、前年度に比べ20.4％減の3,234万円でございます。

22件目の令和７年度熊取町下水道事業会計予算につきましては、前年度に比べ1.1％減の23億3,306万2,000円でございます。

以上で、令和７年３月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、３月５日から３月27日までの23日間といたします。

本会議の開催については、３月５日、６日、７日、10日及び27日の５日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を３月12日に、総務文教常任委員会を３月13日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします予算審査特別委員会を３月17日、19日、21日及び24日に、環境施設広域化調査特別委員会を３月12日にそれぞれ開催いたします。

また、第２回目の議会運営委員会については３月12日に、議員全員協議会は３月13日に開催いたします。

以上のとおり、令和７年３月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、一般質問につきましては２月19日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては２月25日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

日程第５　議案第１号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第８号）の専決処分報告についての件及び日程第６　議案第２号　監査委員の選任同意についての件、以上２件は委員会付託を省略

し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第７　議案第３号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第８　議案第４号　一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第９　議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第10　議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の件、日程第11　議案第７号　育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第12　議案第８号　熊取町いじめ問題再調査委員会条例の件、日程第15　議案第11号　小学校プール使用条例を廃止する条例の件及び日程第18　議案第14号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号）の件、以上の８件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第13　議案第９号　子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第14　議案第10号　下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第16　議案第12号　町道路線認定及び廃止についての件、日程第17　議案第13号　町道路線認定についての件、日程第19　議案第15号　令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の件、日程第20　議案第16号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の件、日程第21　議案第17号　令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号）の件、以上の７件については事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第22　議案第18号　令和７年度熊取町一般会計予算の件、日程第23　議案第19号　令和７年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第24　議案第20号　令和７年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第25　議案第21号　令和７年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第26　議案第22号　令和７年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第27　議案第23号　令和７年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上の６件については、予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和７年３月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和７年３月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、５件提出されております。

渡辺議員から、性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）、若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書（案）、高額療養費制度の負担限度額引き上げの中止を求める意見書（案）、以上５件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回３月12日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和７年３月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（「10時18分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長　　坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月　　日	令和７年３月12日（水曜）招集				
場　　所	熊取町役場議場				
出席委員	委　員　長	坂 上 昌 史	副 委 員 長	坂 上 巳生男	
	委　　員	文 野 慎 治	委　　員	石 井 一 彰	
	委　　員	大 林 隆 昭	委　　員	渡 辺 豊 子	
	議　　長	河 合 弘 樹			
欠席委員	なし				
事 務 局	議会事務局長	東 野 秀 毅	書　　記	阪 上 高 寛	

付議審査事件

１）令和７年３月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて

２）その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和７年３月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は理事者提出議案がございませんので、理事者側の出席は求めておりません。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案１件について、議会事務局長から説明をお願いします。東野議会事務局長。

議会事務局長（東野秀毅君）それでは、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部が改正されたことに伴い、番号利用法が改正されたことで、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例で引用している条項のずれへの対応と文言整理などの所要の整備を行うため、この条例案を提出するものです。

それでは、５ページをお開きください。

新旧対照表となります。右側が現行、左が改正案でございます。

第２条は特定個人情報の定義に関するもので、第10項の前半は所要の整備による改正で、後段は番号利用法の改正による項ずれへの対応です。

次に、第12条、利用及び提供の制限に関するもののうち、第５項の個人情報に関する読替え規定で、前段は所要の整備による改正で、後段は番号利用法の改正による項ずれへの対応です。

続いて、６ページから最後の11ページまでになるのですが、まず、第17条の個人情報ファイル簿の作成及び公表、続いて、第18条、開示請求権、第27条、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、第31条、訂正請求権、第32条、訂正請求の手続、第38条、利用停止請求権、第39条、利用停止請求の手続、第47条、適用除外、第48条、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供など、以上に係る改正は文言の整理など所要の整備によるもので、今回の改正は制度や手続の変更などを

伴うものではございません。

最後に、附則でございます。

この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

以上で、熊取町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、この件について本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第３項に基づき議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会はこの件を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、この件につきましては、３月27日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第２項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、この件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第２項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書案５件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。私が提出いたしました３つ目の意見書、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）なんですが、この分ちょっと調べましたら、令和４年の３月議会で、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うように強く要望するということで、意見書を採択されておりまして、議会で関係省庁のほうに提出しておりましたので、今回この意見書は同じ内容なので、取下げをさせていただきたくお願い申し上げます。

委員長（坂上昌史君）分かりました。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）私のほうも、意見書（案）の取下げの提案なんですが、私のほうは、高額療養費制度の負担限度額引き上げの中止を求める意見書（案）、これにつきまして、皆さんご承知のように国のほうで、これは石破首相の判断かと思われますが、この計画、この提案は新年度予算の中にも含まれておったわけなんですが、これについては一旦凍結ということで、凍結した上でまた改めて今後のことは検討するということで、令和７年度に高額療養費の負担限度額引上げはしないということで、政府の考え方が提案されておりますので、このまま可決するというのもちょっと状況とはそぐわないということにもなりますので、この意見書は私のほうは取下げということでお願いしたいと思います。

委員長（坂上昌史君）先ほど、渡辺委員から、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）について、坂上巳生男委員から、高額療養費制度の負担限度額引き上げの中止を求める意見書（案）の取下げの申出がありましたので、そのように取り扱います。

まず、１件目の性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）この意見書（案）については賛成する考えでありますが、１点だけ、ちょっとご説明願いたいのは、第２項目めの再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者

が矯正施設等出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届けられた情報を自治体に提供することとあるんですが、こういうことについて、それはそれなりに意義があるかなと思いますが、この当事者の住所を任意で国に届ける仕組みということについては、これはどうなんですかね。任意で国に届けるという仕組みは、有効に作用するんでしょうかね。その辺、実際上どうなのか、また、現にこういう住所を届け出るというようなことは、自治体単位で既に行われているんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一応、性犯罪犯した者が矯正施設で、いろいろと矯正的な訓練というかそういうものを受けるんですが、それを終了して出所した後は、もうそのままの状態になっておりまして、その方が再犯をしないようにというところは、しっかり指導していかないといけないかと思うんです。出所した後のほうが大事で、罪どうこう、罪につきましては刑罰等で下されるわけなんですが、また再犯されることが一番ちゃんとやっていかないといけないことなので、それを、どなたがそうなのかというところは、国のほうはそういった方の、１番にあるように、矯正施設を出所した者による再犯防止プログラムというものを提示はしているんですけれども、それを、もうあとは都道府県に委ねているんです。

都道府県とすれば、その方がどなたがその対象者なのかというのが、それが法務省のほうからは情報提供がないんです。ですので、どなたがそういった犯罪を犯した人なのかというところを都道府県がしっかりと掌握した上で、その方の再犯を防止するための取組をしていかないといけないんですけれども、その情報がないというところで、任意となっていますけれども、本当はちゃんと法務省のほうから届出、どういう人かというのを情報提供をいただいた上で、都道府県がその情報を基に、その者に対してまたちゃんと見守るというんですか、そういうものが必要かと思うんですが、そういう制度が今のところないので、そういった仕組みをちゃんとつくって、その届けられた情報、自治体に、都道府県単位になるんですが、その分については３番のところになるんですけれども、そういった再犯防止に向けての、そういった方に対して軌道修正というんですか、できる人も要るわけですよね、犯罪者の方に対してちゃんと指導する、育成する、そういう人材も要るわけなんですが、その人材も、ちゃんと国のほうで都道府県に対して支援しなさいという、そういった内容が２番と３番になっております。

まずは、罪を償うだけではなくて、再犯を防止するために必要な情報というところで、この分につきまして、それぞれ都道府県で、国、法務省のほうがそういった情報提供をしてくれないので、都道府県単位で条例をつくっていて、そういう人が再発防止のプログラムにちゃんと取り組んでもらえるように、そういった性犯罪の人につきましての情報をちゃんといただけるようにという形の条例をつくっている都道府県があるんですが、それはもう都道府県単位であとは任されているんです。

法務省はそこまで法的に決めていなくて、その条例をつくっているのは、今のところ、大阪府と福岡県と茨城県だけなんですけれども、条例で、刑期を終えた者に対して連絡先を届けなければならないという、都道府県にというところで、大阪府は、大阪府子どもを性犯罪から守る条例ということで、福岡県は、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例、茨城県は、性暴力の根絶を目指す条例ということで、条例ではつくっているんですが、条例なので拘束力がないというか、ちゃんと届出しなさいという、そういったものがないというところになっているというところで、再犯防止のために必要だという情報提供というところになっております。すみません。ご理解いただけたでしょうか。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、２件目の若者の政治参加を促進する抜本的改革を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、３件目のＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。よろしいですか。

それでは、本件意見書（案）について意見をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてでございますが、令和７年３月定例会閉会から令和７年６月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をしたいと思います。

以上で、令和７年３月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたします。ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、３月25日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時45分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長　　坂上昌史

総　務　文　教　常　任　委　員　会

総務文教常任委員会

月　　日	令和７年３月13日（木曜）招集			
場　　所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	文野慎治	副委員長	渡辺豊子
	委員	石井一彰	委員	坂上昌史
	委員	坂上巳生男	委員	田中圭介
	議長	河合弘樹		
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南　和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総合政策部統括理事	明松大介	総合政策部統括理事	松浪敬一
	総務部長	永橋広幸	総務部理事	井口雅和
	住民部長	木村直義	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	野原孝美	健康福祉部統括理事	石川節子
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	山田大河	都市整備部理事	庭瀬義浩
	教育次長	巖根晃哉	教育委員会事務局理事	三原　順
	企画財政経営課長	近藤政則	企画財政経営課参事	竹田陽介
	自治・防災課長	庄司洋平	情報政策課長	浦添全弘
	総務課長	道端秀明	人事課長	大神輝光
	人権・女性活躍推進課長	片岡涼子	税務課長	都志伸仁
	産業振興課長	奥村光男	環境センター所長	中川昌美
	健康・いきいき高齢課長	桑原良治	障がい福祉課長	馬場智代
	子育て支援課長	安達純子	保険年金課長	橘　和彦
	まちづくり計画課長	馬場高章	道路公園課長	山原栄次
	道路公園課参事	宮内要重男	下水道河川課河川農水室長	西村幸洋
	学校教育課長	岡本栄治	学校教育課参事	上垣圭市
	学校教育課参事	南　宗孝	生涯学習推進課長	大屋真志
	生涯学習推進課参事	立石則也	図書館長	原田貴子
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付託審査事件

議案第３号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第４号　一般職職員給与条例の一部を改正する条例
議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例
議案第７号　育児休業条例の一部を改正する条例
議案第８号　熊取町いじめ問題再調査委員会条例
議案第11号　小学校プール使用条例を廃止する条例
議案第14号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（文野慎治君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る３月６日の本会議において本委員会に付託を受けました議案８件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（文野慎治君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（文野慎治君）初めに、議案第３号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この議案につきましては、本会議でもご説明もございましたが、もう一度、この条例改正によってマイナカードを利用する方々にとって何がどう変わるのかということのご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）まず、条例の内容によって何か取扱いが変わるというものではございません。

まずは、この法が、マイナンバー法が改正されることによりまして、これまでマイナンバーカードをお持ちいただかないと様々なサービスが受けられなかったものを、スマートフォンでカードに代わるものとしていろんなサービスを受けることができるように大きく変わっていくというのが、この令和７年４月１日以降の改正内容になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）マイナンバーカードに代わってスマホでいろいろとサービスを受けられるようになるということなんですが、それは、マイナンバーカードを所有しているということを前提にしているわけですか。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）そのとおりでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第３号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第４号　一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回の条例改正は国の人勧を踏まえての改正というところなんですけれども、再任用職員につきましても住居手当が支給されることになったというところで、２ページのところにあるんですけれども、ちょっと説明していただきたいんですが、今の住居手当というのは本町におきましては幾らなのかというのと、そして、この再任用職員で住居手当を支給されている対象者は何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）まず、金額なんですけれども、上限が２万8,000円までの手当となっております。

対象者ですが、今回新たに支給対象となりますので、実際今はいませんけれども、想定では数名いるということで認識しております。以前、もともと正規職員といった手当の支給対象がいましたので、その方が今回支給対象となりますので、何名かはいるという認識は持っていますけれども、今回、新たに支給が始まりますので、今の時点では再任用で支給の方はいません。これから発生します。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第４号　一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、この改正された地方公務員法につきまして、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回、こちらの改正なんですけれども、もともと定年引き上げのとき法律のほうが改正されておりまして、そこで、附則のほうでうたっていた暫定再任用に関する規定につきまして、条項ずれが起きたことによる改正に影響するもので、今回、当時の一部条例改正の影響を受けたことによる改正となりますので、上位法令の改正が今回条項ずれを起こしたことになるものでして、もともと附則第９条３項という規定があったところがなくなったことによって、ずれたという条例改正になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、ちょっとよく分かっていなくて、第９条第３項が上がったから、削られた分がそういうふうになったというような説明はいただいたんですけれども、一体その第３項には何が書かれてあって、削られた第２項というのは、何がなくなったということなんですかね。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）当時の附則には、暫定再任用に関する僻地振興法と、そういう規定関係が書かれていたんですけれども、そこが今回の法律改正で一旦削除になったことによりまして、もともと第３項だった規定が、第２項が消えたことによって第３項が今回第２項に変わったということであります。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、これも、国のほうで、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正されたことによる条例改正ということですが、どのように改正されたのか、もう少し詳しくご説明お願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回の改正ですが、第17条の２が大きな改正となっておりまして、介護に関する職員に対しての意向確認等が明記されたことと併せて、環境整備に関する措置として掲げられて

おりますので、またこれについて、今後、町として職員に対してもそういう整備等、周知等を徹底していくという改正が、まず大きな改正となっております。こちらのほうが育児・介護休業法の改正ポイントで、そちらが今回掲げられておりますので、それに基づく条例として規定させてもらった内容となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）もう少し分かりやすく、ちょっと私も自分なりに調べたのに、今まで対象となる子の看護休暇とか、それもこれは関係あるんですかね。子の看護休暇とかそういった休暇を取るときに、小学校就学前までやった分が、施行後は小学校３年生の修了までいけるようになったとか、そういう内容がここに含まれてるということではないんですか。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回の条例改正につきましては、その辺の制度は特には変わっておりませんので、変わっているのは、主に介護に関する規定でして、そちらの介護に関する研修等とか窓口とか、方針の周知を職員に対してするという内容と併せまして、あとは、個別に職員に対して周知、意向確認とか、意向確認をするような制度が今回新たに明記されたということですので、今までの制度は特に変わっておりません。

あと、併せてですけれども、超過勤務の制限につきましては、３歳までだった子が小学校就学までのことについても条例改正させてもらっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）そうですよね、超過勤務、深夜勤務とか時間外勤務についてというふうにあって、その分が、小学校就学前に改正されたというところですよね。

そして、それを利用するのかどうかというのを意向調査するということですか、それをしなければならないというふうになったというところ、何かちょっと法改正って難しくて、ちょっともう少し分かりやすく条例改正のときに説明していただけたらなとか思って、ちょっと聞かせてもらったんですけれど、どうなんですかね、その辺のところ。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）時間外勤務の制限につきましては、特にそこの意向確認とかはもともとありませんので、本人申出で対応しておりますので、今回の意向確認につきましては、介護するための職員に対しての申出を新たな規定を設けておりますので、今回、超過勤務の時間制限とはまた別に、今回のこの意向確認についてはなっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第５号　地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を……。失礼しました。議事の途中ですが、ただいまよりしばらくの間、休憩いたします。

（「10時20分」から「10時21分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）再開いたします。

大変失礼しました。先ほどの議案第６号のところでちょっと戻ります。

それでは、議案第６号　勤務時間、休暇等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第７号　育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）何回もすみません、これもうちょっとよく分からなくて、部分休業についてというところにつきまして、趣旨説明では条ずれによる改正というような内容だけやったと思うんですが、ちょっともう少し中身について教えていただきたいなというふうに思います。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）部分休業につきましてですが、部分休業は本来、育児時間等、介護時間等につきまして、部分的に休業を取れるという制度となっておりまして、基本は30分単位で、正規職員だったら１日２時間まで取れるというのが、この制度として書かれております。この制度は特に変わっておりません。今回はこの制度に係る上位法令が変わったことによる今回条例改正になっておりまして、併せて、非常勤職員、会計年度職員につきましても同じように、一定時間、勤務時間がある職員については部分休暇が取れるという制度となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今までも、非常勤職員は部分休業は取れたんですよね。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）一定の職員につきましては、取れるという制度となっております。そのとおりです。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）それで、一体どういうふうに変わった。何がどういうふうに変わったんですか。部分休業が時間単位で、30分単位で取れるということになったということですか。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）制度は変わっていなくて、上位法令の規定が変わったという条項ずれですので、制度としては大きく何も変わってはいないんです。規定する上位法令が変わった改正に伴う改正ですので、中身は特に変更等はありません。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第７号　育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第８号　熊取町いじめ問題再調査委員会条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）すみません、３点ほど質問ございます。

再調査委員会が設置される重大事態とはどのような事態を想定されているのでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）いじめに関する重大事態につきまして、いじめ防止対策推進法に規定される定義についてお答えいたします。

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定義されてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）この設置要請というのは、学校であったり教育委員会が設置を要請されるんだと思うんですが、今おっしゃられた定義されている案件以外でも、当該児童やその子の保護者から設置要請があった場合は設置されることもあるんでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）基本的にはこの重大事態というのは、熊取町いじめ防止基本方針に記載される規定に基づきまして、学校の調査、教育委員会の調査の後、その報告を受けた町長が必要と認める場合に設置するとしてございますので、ちょっとそういった保護者からの要請とかそういったことは、実際の状況を踏まえながら実施される可能性もあるかと考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）ありがとうございます。それでは、委員会で選任される学識経験者なんですが、これ学校関係者であったり行政の関係者に偏ってしまうと、公平な判断ができない可能性があると思われます。熊取町でどのような肩書の方を選任されるおつもりでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）会期前議員全員協議会でもご説明を少しさせていただきましたが、事案に応じて弁護士、医療、心理、教育、福祉に関する専門的な知識を有する方にお願いする予定を考えてございます。

特に、調査内容のさらなる審議を行う場所でありますので、公平性の確保という観点から、それまでの審議に入られていた方などを選定する予定はございません。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）すみません、最後に一つだけ。このいじめ防止対策推進法が制定された背景、事情が考慮され過ぎて、被害を訴える者の利益保護に偏ってしまって、法的に平等に欠ける問題が結構あるというふうな課題だということを聞いております。それについて、どのような見解でしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）加害、被害どちらの方に関しても公平に審議できるように、関係性のない方をきちっと精査して、委員にお願いするように予定してございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）この再調査委員会なんですけれども、熊取町いじめ防止基本方針というのが平成30年２月に策定されて、そこからもう大分年数がたって、今、この再調査委員会を設置という条例が上程されるわけなんですけれども、ちょっとその間、間がすごい開いてるんですけれど、今回、これ再調査委員会を設置しなければならない、そういった事案が発生してるからではないですかね、その辺のところの確認をお願いします。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）現在、具体的な事案があるというご報告お受けしておりません。

再調査委員会を設置する必要が生じてから、上位法令がございますので、条例制定とか報酬の条例を改定するという方法もありまして、他市でもそういう形を取られているところがあるんですけれども、ちょっと近年の近隣市の状況等も踏まえ、このタイミングというのはいつというのはあるかなというのはあるんですけれども、今回整えたいということで、ちょっと条例を上げさせていただいております。よろしくお願いします。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。安心しました。不登校というか30日以上欠席している中で、重大事態というのが先ほどもご説明ありましたけれども、いじめにより相当の期間学校を欠席しているというところで、そういった対象者があってということなのかなとちょっと危惧したんですが、そうではないということ、安心いたしました。

次に、もう一つだけ聞きたいのは、委員会の委員のメンバーの報酬なんですけれども、３ページにあるんですが、いじめ問題再調査委員会が、会長が日額１万8,000円、委員も１万8,000円というところで、この金額の設定はどのようにして検討されたのかというのと、大体、上のほうは、男女共同参画推進委員会はその金額が全然違いますよね。そういうのと、会長と委員とは金額違いますよね。今回は会長も委員も一緒の金額というところで、どのようにして検討されたのか、ちょっと教えてください。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）この委員会の性質は生命、心身、財産に関わることから、本町の審議会、委員会の報酬を参考に、この１万8,000円という金額をさせていただいております。例えば予防接種健康被害調査委員会ですとか、こういう即座に生命に関わるようなほかの町の委員会でというのを、まず土台にさせていただきました。あと、会長とそれ以外の委員の方が同じというのは、もう本当に同じ土俵で同じように審議していただきたい、また、他市でも既に再調査委員会の報告を記者会見までされているような事案があると思うんですけれど、皆さん横並びに同じ立場でそれぞれの専門としてお答えされますので、会長とか長は決めるんですけれども、その委員に入られる方の重みとか大変さとか、頑張っていただかなきゃいけないこととかも全て平等にと、熊取町としては考えたいと思いまして、同じ金額設定をさせていただきました。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。命に関わることなのでちょっと金額を検討したというところと、同じように責任を持ってもらうという、そういうところ、全ての委員会においても一緒かなというふうには思うんですけれども、会長と委員との金額を同等にしたというところ、他市でもそういうふうに考えているところはあるのでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）岸和田市以南でも同じ金額の設定をされているところが半数ほどあります。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第８号　熊取町いじめ問題再調査委員会条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第11号　小学校プール使用条例を廃止する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回のこの小学校プール使用条例の廃止につきまして、既に説明はされておりますが、もう一度、長きにわたって小学校プールの夏休み中の一般開放をずっとやってきたわけなんですが、これを今回条例を廃止するということで、今後は夏休み中の一般開放をしないということを決めてしまうわけなんですが、こういう結論に至った経過を少し詳しく説明していただけますか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）小学校プールの一般開放の廃止につきましては、プール監視の人員を確保することができなかったことから、安全に事業を実施することが困難なことが廃止の理由でございます。

プールの監視の人員につきましては、安全に事業を実施するため、大阪体育大学のライフセービング部の協力を得て、これまで実施してまいりました。しかし、部員減少のため協力を得ることができないということでございます。加えて、猛暑による熱中症リスクによる開放中止の現状を踏まえ、廃止に至ったというものでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）大阪体育大学のライフセービング部の人員減少ということで、プールの監視員の確保が困難だということなんですが、熊取町の場合は、町内に大阪体育大学があるということでライフセービング部にかなり依存していた部分があるかと思うんですが、それ以外のところでプールの監視員を確保するということはできないんでしょうか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）プールの監視員につきましては、今のすまいるズひまわりドームの指定管理者にも相談とかはしたんですけれども、監視するには警備業法というものが必要になってきますので、そういったこともありまして、ちょっと困難であるということに至っております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ひまわりドームの指定管理の業者にも相談したけれども、なかなか難しいと。ただ、近隣の市町で小学校プールの一般開放をまだ継続しているところもございますよね。そういうところを参考にするとか、そういうのはできないんですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）プールの一般開放につきましては、先ほども話をしましたが、警備業法の持っている業者にもちょっと見積り等を取ったりもしました。ただ、１校当たり約640万円のお金がかかるということでございます。確かに他市町村のところは指定管理業者とかにお願いはしておるというのも、こちらのほうも調べておりますが、かなり高額な金額になっておるということでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）指定管理とかそういう手法も検討したけれども、かなり高額になると、そういうことで、今回やむを得ず廃止するということなんですが、学童保育の夏休み中の集団の利用とかいうこともあるかと思いますので、私どもとしては、ぜひこれは継続していただきたいということで、ちょっとこの提案については賛同できないなというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第11号　小学校プール使用条例を廃止する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立　４名）

起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第14号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まずは、４ページの小学校プレハブ校舎借り上げの債務負担行為なんですが、廃止というところで上がっているんですけれども、令和７年度には、また新たに令和７年度からということで債務負担行為が上がっているんですが、その辺の説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）こちらの小学校プレハブ校舎借り上げの分につきましては、令和６年度から10年間リース契約ということで開札に臨んだ経過がございます。

８月の末に18社の指名業者に対してご案内を差し上げ、５社が応札の意思を見せていただきましたが、結果的には全て辞退ということでなってございます。ということでございまして、今年度内執行がまずスタートできないということで、一旦廃止をさせていただいて、７年度から新たに設定をさせていただくというような予算組みを提案させていただいたものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。中央小学校と西小学校というところで、児童数が増えてきている分で、校舎が、教室が足りないというところでプレハブを建てるんだというご説明があったかと思うんですけれども、令和６年度は、一応プレハブでしなくても十分いけたというところなんですかね。それで、今からこれまた債務負担でやるんですか。７年度、もう４月から始まるんですけれども、大丈夫なんですかね。その辺の見通しとかを教えてください。

委員長（文野慎治君）岡本学校教育課長。

学校教育課長（岡本栄治君）一時的に中央小学校と西小学校の児童が、まだ開発等も含めて増えるという見込みですが、将来的にまた減少するという方向も含めてプレハブということで考えてございま

す。

通常、児童・生徒の皆さんが授業を受ける通常クラスについては、いわゆる本校舎をベースに考えてございまして、今回増築するプレハブに関しては、基本的には特別教室棟という位置づけで、例えば西小学校であれば今、ほかの小学校で存在する図工室がちょっとないよというような経過も含めて、特別教室として活用するという方向で考えてございまして、支援教室等も含めて、この７年度スタートの時点では一定何とか切り盛りできるんではないかなと考えてございまして、新たに７年度でスタートをしたいということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。特別教室を利用してというところでですね。ちゃんと業者が応札していただけますようにお願いしたいと思います。

その件はちょっと置きまして、次に、11ページの総務の地方特例交付金で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましてですが、固定資産税減免によります補填というところでご説明あったんですが、これ100％補填していただいているんですかね、その辺、減少になった分。

委員長（文野慎治君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）今、委員おっしゃっていただいたように、減収分については100％補填されております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました、よかったです。その下のほうの、11ページ下の地方創生臨時交付金１億801万9,000円と、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）101万7,000円、この２つについてちょっとご説明お願いします。

委員長（文野慎治君）近藤企画財政経営課長。

企画財政経営課長（近藤政則君）２課に分かれますので、まず、私から地方創生臨時交付金について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、昨年12月末に本町の追加交付額としてこの金額が交付決定を受けたと。前段階でご承知のとおり、物価高騰の影響等に対策を打つための総合経済対策が閣議決定された。国においても補正予算が成立して、本町分としてこの金額が交付決定を受けました。これにつきまして充当事業というものを検討いたしましたところ、６年度に独自財源で既に執行することを決めておりました小・中学校の２学期、３学期の給食費の無償化事業、こちらに充当することを決定したものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）それでは、地域防災緊急整備型の分の制度の概要を説明します。

安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会をつくるために、トイレ、キッチン、ベッド、お風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を、交付金により緊急的に支援されるというような制度になっております。こちらにつきましては、本町で購入を予定しておりました避難所の組立て式水洗便所の費用の２分の１の補助対象になっておりましたので、こちらのほう活用しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。最初の地方創生臨時交付金につきましては、国のほうで重点支援交付金という形で交付していただいた１億800万円なんですが、一応年末にそういうふうな物価高対

策として国のほうが措置するということで、私たち熊取公明党といたしましても、町長のほうに、この物価高対策、国から来るこの重点支援地方交付金につきましては、小・中学校の給食費無償化か、また、それぞれ前回もやりました地域振興券配付か、そういった事業に充当してほしいということの要望を12月20日に出させていただきました。そういったことも検討していただいた上で、今回、当初予定していた今年度の中学校の給食費に充当していただき、それを振り替えて、また来年度の分に充当していただき、中学校の給食費無償化につなげていただいているというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

また、給食費の無償化につきましては、この２月に、私たち、議長、副議長と共に国のほうに文部科学省のほうに給食費無償化につきましては要望活動をさせていただきました。その後につきまして、国のほうも前向きに検討するというような回答をいただいております。来年度、令和８年度からですかね、小学校給食費については無償化という方向で、今、国のほうも進めてくださっているかというふうに思います。町は本当に財政大変なので、しっかりと国の支援をいただけるように私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、その分だけちょっとご報告をかねて質問させていただきました。ありがとうございます。

もう一つ下の、新しい地方経済･生活環境創生交付金ということで、この分につきましては、７年度予算のときに、町長の町政運営方針の中にありました簡易組立て式トイレ、各自治会に２基ずつ配備するというような令和７年度の施政方針があったと思うんですが、その分の前倒しというか、一応その分に充当しているというところで、これ何基分ですか。

委員長（文野慎治君）庄司自治・防災課長。

自治・防災課長（庄司洋平君）委員おっしゃるとおり、各避難所に２基ずつ配備する予定です。

大阪府と熊取町で１対１で配備を予定しておりますので、現在、熊取町で３基、簡易水洗トイレはもう配備しておりますので、あとの残りの５基分を今回の補助金のほうを使って配備する予定になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）議案書のページ数でいいますと、17ページの職員給与関係事業、退職したやつのところですが、この退職手当の内容について、ちょっとご説明願えますか。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）こちらの、今回、退職手当ですが、当初積算させてもらった職員以外に、今回新たに60歳を迎える退職とか早期退職、自己都合を合わせた17名分の退職手当が、今回追加補正で上げている内容となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）３月には、定年退職も含めて、自己都合退職、一定の数字は毎年出てはいるんですが、今回17名ですか。17名というのはちょっと多いように思うんですが、その辺どうですか。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）今回17名の内訳ですと、60歳を迎えての退職とか、ご自身が選べますのでそういう方もいらっしゃいますし、早期退職を選んだ方もいらっしゃいます。自己都合で、違う自分の道を選ぶ方もいらっしゃいますので、その人数については一概にちょっと多い少ないはなかなか難しいと思うんですけれども、一定本人とかに確認を取った上では、そういう次の意思がある形で退職というふうに聞いておりますので、人数は確かに年によって変更はあると思いますが、一定の数出てきていると把握しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）自己都合退職というのはいろんな理由があるかと思うんですが、職場の環境の問

題とか人間関係の問題とか、いろいろあるかと思うんで、その辺もうちょっと詳細に調べて、できれば、せっかく若い方が採用されて、自己都合退職でまだ20代のうちに退職してしまうというふうなことが極力ないように、頑張っていただきたいなと思うんですが、別のところで質問させていただきます。

同じページの、そのちょっと下の減債基金積立金というところなんですが、これについてご説明願います。

委員長（文野慎治君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）こちらにつきましては、交付税が追加交付に今回なっておって、歳入のほうでもその分予算として計上させてもらっております、２億1,500万円。その交付税の追加交付のうち、臨時財政対策債、いわゆる臨財債は、借入れを行ったらその分100％交付税措置がされる分になるんですが、これの、将来令和７年度、８年度に本来措置されるべきだった臨時財政対策債の交付税措置を、前もって交付税の追加交付でいただいた形になっております。それが6,000万円です。

７年度、８年度の、その分措置がなくなるので、この減債基金のほうに、一旦基金のほうに積み立ててそれを活用するような、そういった制度設計、国の示されている制度設計になっておりますので、今回、そのとおり基金のほうに積み立てた形になってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）事情は大体理解いたしました。今後の臨財債の償還額というのは、今後数年間、毎年どれぐらいの金額を償還していくことになるんですか。

委員長（文野慎治君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）７年度であれば、臨時財政対策債に係る償還の金額というのが５億2,300万円になってございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）令和７年度は５億2,300万円というかなりの金額の返済が予定されているということなんですね。それに対して、これまででしたら、臨財債を借りて、それで一方で返すみたいなそういう順繰りでやってきたんですけれども、これからはもう臨財債という形での歳入はないと、一方でその５億2,300万円、これは令和８年度も９年度もこれぐらい続いていくんですか。

委員長（文野慎治君）竹田企画財政経営課参事。

企画財政経営課参事（竹田陽介君）７年度の予算の話にはなってしまうんですが、確かに、おっしゃるように国の財源不足が解消されておるので、７年度の臨時財政対策債の借入れは今のところゼロを予定しております。

一方、償還については、今まで借入れを行ったものの返済を行いますので、今後も４億５億、これぐらいの償還は発生して、その分交付税として100％、交付税措置は基準財政需要額に算入されるような、そういった形にはなってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうですか。そうしますと、それに対応する形で地方交付税としては入ってくるという理解でよろしいですか。はい、分かりました。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）17ページの職員給与関係事業のところです。自己都合が９名と早期退職４名ということで、僕もちょっと今年は多いなと思ったんですけれども、職員の数ですね、それは、これ減り過ぎとか、確保はできているんですか、来年度に向けて。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）基本的には退職者に対して採用は進めております。基本同数の採用で、今、進めているところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）今、進めているというのは、４月からは足りていますよという認識でいいんですか。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）そのとおりでございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今の関連で、やっぱり自己都合退職等９名とか、本当に早期退職もすごく多かった分がちょっとやっぱり気になりました。足りているということですが、この間も何か募集していませんでしたか。ホームページで見たように思うんですけれど。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）募集させておりまして、その中でもまた決定させてもらっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。こういった状態につきまして、辞めはる理由はいろいろあるかと思うんですけれども、病気とかそういったもので辞めはるということではないんですかね。ちょっとその辺、ちゃんと町として職員への対応というんですか、仕事内容についての相談とか、退職されるまでの段階での対応というのは、その辺はどうなんですかね、ちゃんと対応していただいてるのか、ちょっとその辺教えてください。

委員長（文野慎治君）大神人事課長。

人事課長（大神輝光君）自己都合の方、極力話は聞かせてもらっていまして、多いのが、地元とか近隣の市町村に転職、同じ公務員の転職の方もいらっしゃいまして、基本的にはそういう方が大多数を占めておりますので、職場内の問題とは基本的には違う、また新たな道を選ぶというのが基本となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ちょっとその辺のところ、いろいろまた、本人の希望で転職されるのは仕方がないかと思いますが、相談対応等をしっかりまた対応していっていただきたいと思います。

もう一か所、違う項なんですが、13ページのスマートシティ戦略推進補助金59万9,000円についてご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）こちらスマートシティ戦略推進補助金でございますが、こちらのほうは、大阪府で実施しておりますいわゆるデジタル専門人材、これを、大阪府内の市区町村でシェアリングしましょうという事業なんです。こちらのほうに本町のほうも、自治体情報システム標準化、これのいわゆるアドバイスをいただくというところで参加したところでございます。それに対する歳出が約120万円なんですけれども、それの２分の１の府の補助金ということになっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「10時57分」から「11時01分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、まずは、ちょっと７ページの変更のところで、起債の額の変更した分で、ため池整備事業と橋りょう修繕事業、芦谷池と平見橋の分というふうに説明があったんですけれども、あと、後ろの歳出のほうでも執行見込額の減によるというふうにしか説明がないんで、ちょっとこの事業がなぜ執行できなかったのかというか、その辺のところ教えてください。

委員長（文野慎治君）西村下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（西村幸洋君）こちらの事業ですが、もともとヨシ池の耐震対策事業を実施する予定のところを、次の馬谷池と事業を入れ替えてございます。その加減で事業費に差額が生じたものでございます。年度を入れ替えているということでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）橋梁の工事分につきましては、国からの内示がゼロということで交付金がございませんので、今年度は執行のほうを見送っているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。もうちょっと趣旨説明のときにも教えてもらえたらうれしいなとか思うんですけれど。

そしたら、すみません、出のほうで19ページの高齢者予防接種事業につきまして、個別接種委託料、4,989万5,000円減額になっているんですが、その辺のところをご説明お願いします。

委員長（文野慎治君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）それでは、減少となった原因について説明のほうさせていただきます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種ということで、もともと大体接種見込み人数としまして65歳以上の高齢者の５割ぐらいが接種するであろうということで、6,388人のほうを見込んでおりました。それで、12月までの接種の実績を踏まえまして、ちょうどこの接種期間が１月末までということで、12月までの実績と１月の見込みを考えますと2,389人ぐらいとなってございまして、接種率としてはもともと50％で見込んでおったんですけれども、接種実績からすると15％前後になったということで、不用となる額を減額させてもらうものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。接種見込み人数で減額になったというところで、１人負担が3,000円要るというところでですかね、また、接種人数が減ったというところは。１人3,000円でしたよね、負担金額。

委員長（文野慎治君）桑原健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）自己負担額については、委員おっしゃるとおり3,000円でございます。

こちらの、もともと50％ということで見込んでおったのは、インフルエンザのワクチン接種の接種率が大体60から70％という実績がございましたので、こちらについては1,000円の自己負担ということになってございます。新型コロナにつきましては3,000円ということで、若干、やっぱり接種率は下がるのではないかということで、50％ということでちょっと見込んでございました。

以上でございます。
委員長（文野慎治君）石川健康福祉部統括理事。
健康福祉部統括理事（石川節子君）自己負担額のほうですけれども、3,000円というのは、ある一定町のほうも負担を取ってということでさせていただいているんですけれど、自己負担額がというだけではなくて、やはりコロナの接種のことについてよりも、コロナの接種を必ず受けないといけないという高齢者の方が一番初めは90％おりましたけれど、去年も大分減ってきてはおりましたので、なので、年々減ってきているという中での今回の接種率であったかなというふうにも見込んでおります。
以上です。
委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）分かりました。もう感染した方もいらっしゃる中で、もう接種を辞退するという方も増えてきているかなというところなのかなと思うんですけれど、15％ということですが、ほかの近隣の市町村的にはどうですか、接種率。
委員長（文野慎治君）桑原健康・いきいき高齢課長。
健康・いきいき高齢課長（桑原良治君）近隣の状況についてはちょっと把握してはいないんですけれども、恐らく同じぐらいではないかと考えてございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）すみません、ページ数が21ページです。21ページ、熊取駅西整備事業のこの補正についてご説明願います。
委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。
道路公園課参事（宮内要重男君）すみません、熊取駅西整備事業の今回の補正に係る内容ですが、令和５年度に地権者のうちの１名の方につきまして、用地補償額を算定しまして令和６年度から用地交渉のほうに入っていく予定をしておったんですけれども、歩道整備後の土地の形状に係る大阪府と地権者の協議に時間を費やしまして、実際に用地交渉のほうに着手できなくなったため、包括的業務支援委託料、用地購入費、物件移転等補償費ともに皆減させていただく内容となっているものでございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。
委員（坂上巳生男君）大体分かりました。ここに上がっている分は府道の部分ですかね。
委員長（文野慎治君）宮内道路公園課参事。
道路公園課参事（宮内要重男君）委員おっしゃるとおり、府道泉佐野打田線に係る分で、今回は皆減でゼロになりますが、歳入のほうで大阪府から100％負担いただける事業になってございます。
以上です。
委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）先ほどの19ページの下の環境センター運営事業で、薬品費が526万円減額になっているんですが、ちょっとその辺のご説明をお願いします。
委員長（文野慎治君）中川環境センター所長。
環境センター所長（中川昌美君）環境センターの薬品費についてですが、ここで上がっている薬品費は全て環境センターの焼却炉で使っているものになります。ここの予定していた単価が、入札の際、全て減額しました。そのために大きく不用額が出たものであります。
以上です。
委員長（文野慎治君）いいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。
委員（渡辺豊子君）21ページの公園維持管理事業で、永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理料670万円につきまして、駐車場がどうのこうのというふうに言っていたと思うんですが、ちょっとその辺

の説明お願いします。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）永楽ゆめの森公園の指定管理料につきましては、もともと1,500万円の駐車場料金が入るという見込みを設定してございます。今のところ、1,500万円まで見込みとしては達しない見込みになっておりますので、その不足分ということで670万円を補正で上げさせていただいて、最終的には精算ということになりますので、670万円満額執行することではないんですけれども、今、歳入ですので見込額で入れさせていただいて、不足の670万円を計上させていただいているということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。永楽ゆめの森に来る来園者が減った、駐車場の入が減ったということは、そういうふうに考えさせていただいていいんですかね。ちょっと来園者数とかを教えていただけたらと思うんですが。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）過去３年といいますか、遡って３年を説明させていただきますと、令和４年が15万6,000人ほど来場いただいていまして、駐車場料金としては1,236万7,000円、収入としては入っております。令和５年度が14万4,985人来場いただいておりまして、収入としては1,083万1,900円の収入ということになってございます。

今年度はまだ３月末まで集計できておりませんが、今のところ２月末の来場者でいきますと、11万6,000人ほど来場いただいておりまして、金額としては879万7,000円の収入としては入っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）令和４年が15万6,000人というところで、２月末までですけれども、令和６年度は11万6,000人ということで、かなり減っているということですよね。４万人ぐらい、令和４年度から比べたら減っているかなというふうに思うんですけれど、令和４年度とかいったらコロナの時期ですよね。その頃と比べて今のほうが減っているということですよね、利用者が。その辺、なぜ減っているのかというところで、手を打つとか何か考えていることありますか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）一定、やはり夏は猛暑、冬も寒い時期というのは、どうしても公園というのは来園者数が減ってしまいます。過去、新設した時点では、やはり新しいお客さんというのはかなり来ていただいていて、今来ていただいているのはやっぱりリピーターといいますか、固定のお客が多いんではないかというふうに考えてございます。ただ、その中でも、やっぱり春とか秋のイベントというのはさせていただいていまして、そちらについてはかなりの来場者数が来ていただいてございます。

７年度につきましては、指定管理者が７年度までということになっておりますので、７年度に新しい指定管理者を選定させていただきますので、その辺の募集の中身もイベント等の充実というのは盛り込んでいって、やはり固定客だけではなくて、そういうイベント等の来場者も増やしていくようなことで進めたいというふうには考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。指定管理者が替わるというところで、７年度にまた指定管理者を公募してというところであるかと、そういったものを条件つけてというご説明があったんですが、そのまま令和７年度も今の状態でいいのかなというふうに思いますので、今の指定管理者におきましても、駐車場料金が減った分につきましては、町から補填されるということではなく、何かやっぱ

りしっかりとイベント等、来園者が増えるようなそういった策を今の指定管の方にもしていっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のところの協議とかは進めていただけないですかね。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）当然、８年度からということではなくて、今年度も含めて来年度、まだ今の指定管理者に運営していただきますので、当然イベント等の充実というのは毎月指定管理者とは協議を行っておりますので、そのあたりでイベントの充実等は協議しているところではございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。石井委員。

委員（石井一彰君）すみません、私のほうからも、ちょっと永楽ゆめの森公園の件でお聞きしたいんですが、スケートボードのスペース、ほとんどあまり利用されている方がいつ見ても少ないなと思うんですが、どうなんでしょう、毎月どのぐらいの方がご利用になっていて、また、スケートボードに関するイベント等開催する予定はあるのでしょうか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）すみません、スケートボードの来園者の数というのはちょっと手持ちでございませんので、すみません。

ただ、スケートボードのイベント等につきましては、今年度については、９月に子どものスケートボードの大会というのは開催していただいておりまして、熊取町のスポーツコミッションのほうで運営していただいていて、やっていただいてございます。この大会につきましては、四十住さくら選手でしたり、すみません、名前忘れましたけれど、椛選手なんかも小さい頃には参加いただいていた大会になりますので、引き続き、そのあたりも協議しながら誘致のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）私の知り合いでスケートボードを結構やる人間に聞くと、やはり器具、トリック自体がやはりちょっと物足らないんではないかというような意見をよく聞いたりはします。トリックを追加するとかという予定はございませんでしょうか。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）今のところは予定としてはございません。ただ、今後は、そういうスケートボードの協会等とも相談しながら、ご意見をいただきながら、もし何か交付金なり活用できるようなことがございましたら、当然検討のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）もう一点、19ページの道路維持事業につきましても6,440万円減額になっているんですけれども、ちょっとご説明お願いします。

委員長（文野慎治君）山原道路公園課長。

道路公園課長（山原栄次君）すみません、先ほど最初に渡辺委員から橋梁の工事の件ということでご質問いただきましたけれども、ちょっとそれと関連しますので、もう一度ここで説明させていただきます。

まず、測量・設計・監理委託料と町道等維持修繕工事費、町道等舗装工事費、この３つの項目がございます。まず、先ほど説明しました、もともと美穂出橋の橋梁の修繕工事をさせていただく予定で交付金のほうを要望しておりましたが、こちらについては査定ゼロということになってございます。それが先ほどご説明させていただいた分ということになってございます。

あと、交付金につきましては満額内示いただいてございませんので、その内示の減、あと、合わせて執行の際に落札減等が出てございますので、そのマイナス分を合計しますと7,640万円の減と

いうことになってございます。

あと、もともと７年度執行予定としておりました平見橋の補修工事の分が、国から追加補正で前倒しで補正いただいてございますので、その分がプラスの1,200万円ということになってございまして、差引き6,440万円の減ということになってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号　令和６年度熊取町一般会計補正予算（第９号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時23分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長　　文野慎治

事　業　厚　生　常　任　委　員　会

事業厚生常任委員会

月　　日	令和７年３月12日（水曜）招集			
場　　所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭
	委員	多和本英一	委員	長田健太郎
	委員	江川慶子	委員	河合弘樹
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南　和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	健康福祉部長	野原孝美
	健康福祉部理事	阪上正順	都市整備部長	白川文昭
	都市整備部理事	庭瀬義浩	企画財政経営課長	近藤政則
	企画財政経営課参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	子育て支援課長	安達純子	保険年金課長	橋　和彦
	道路公園課参事	宮内要重男	下水道河川課長	朝倉　優
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

付議審査事件

議案第９号　子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　下水道条例の一部を改正する条例
議案第12号　町道路線認定及び廃止について
議案第13号　町道路線認定について
議案第15号　令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第16号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第17号　令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めております。

ただいまの出席委員は６名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、議案の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る３月６日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案７件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略い

たします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第９号　子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第９号　子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第10号　下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願いします。

大腸菌群数を大腸菌数ということに変更するということで、正確な数で状況が分かるようになったというご説明がありました、本会議で。この条例改正で熊取町での何か影響があるのかどうか、そこをお伺いします。

委員長（二見裕子君）朝倉下水道河川課長。

下水道河川課長（朝倉　優君）今回の改正に伴っての大きな影響はないと考えております。表現の変更ということでご理解いただければと思います。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号　下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第12号　町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）これに関連してのことなんですが、これの地図を見るといろんな考えをお持ちになる議員や住民の方がおられるんですが、その中で、第３次道路整備計画の中に（仮）五門山原延伸線の話がやはり出てくるんです。この話はどうなっているのかというか、そういったお話があるんですけれども、ちょっと関連してお伺いしたいと思います。

資料のほうを発信します。よろしくお願いします。委員のほうだけ行ったか分からへん。

委員長（二見裕子君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）熊取町の道路の整備につきましては、平成９年に第１次の道路整備計画を立てまして、直近、中間見直しですね、令和４年に第３次道路整備計画として策定してございます。その計画に基づいて整備を進めてきているところです。

委員おっしゃる（仮）五門山原延伸線につきましては、平成９年当初の道路整備計画にも位置づけられ、この道路整備計画といいますのは、ほぼ構想的な意味合いもございまして、実質事業計画となりますのは、その中での必要性を十分に、道路の混雑度でありますとか、そこが通学路に指定されているとか、できることによっての混雑度の緩和、あと、事業実現性、家屋連坦地であるとか実現性であるとか様々な項目での点数評価を行いまして、優先度の高い道路から整備してきているものでございます。

これまででしたら、町道小谷穴釜線、平成17年から平成28年までかけてさせていただいた道でありますとか、交差点事業でありましたら、野田交差点のぐいちの交差点の改修、これについても平成28年度の完成を見たと思います。町道久保高田線の歩道拡幅事業であったり、その辺に取り組んできたものでございます。

近年の傾向でいいますと、通学路等に関するポイントを上げた中で、大久保地内で歩道整備を行っていくというような計画も優先順位上位に上がっているというところで、委員がご質問された（仮）五門山原延伸線につきましては、優先度の低い、位置づけとしては線としては構想としては持っておりますが、事業着手というところでは優先度が非常に低い路線というような認識をしてございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）関連して聞かせていただいたんですが、今回の資料の３ページのところに地図があるんですが、今言ったところというのは、３ページの左の地図の中の左下、五門東２丁目の朝和口ですね、そこから役場に向かって走る道が仮称五門山原延伸線ということで計画には載っているんですけれども……

委員長（二見裕子君）江川委員、すみません、理事者側には資料が行っていませんので。

委員（江川慶子君）今の資料でやっているので。すみません、３ページの地図のことを今説明しているので、よろしいですか、続けて。

委員長（二見裕子君）はい。

委員（江川慶子君）マツゲンの辺りの朝和口からかむかむプラザ、キテーネホール、その辺に来る道、橋を造って、来る道が予定されているんだと、昔の古い議員からよく言われていて、それは一体計画には残っているのにどうなっているんだというような話がちょくちょく耳に入るので、ちょっと確認のためにお聞きしました。

優先順位が低い場所だということで、計画には残っているけれども具体的な動きは今のところないというふうに、今の答弁で理解したんですが、それでよろしいですか。

委員長（二見裕子君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）計画といいますか、道路整備計画の中では構想としては位置づけられておりますが、事業着手につきましては、その都度、道路については、我々のしている道路事業につきましては任意事業で道路事業としておりますので、都市計画事業となりますと土地の建物制約等も設置できてきて将来的にはできる道ではありますが、我々のしている道路事業といいますのは、その時代時代、時点時点の熟度でありますとか評価を行ってする任意事業ですので、今のところ、おっしゃっている路線につきましては非常に優先順位が低いというところでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第12号　町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第13号　町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号　町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第15号　令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）よろしくお願いします。

７ページです。職員給与費等繰入金がマイナス補正になっています。ちょっとこの点についてのご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）橘保険年金課長。

保険年金課長（橘　和彦君）こちらの職員給与費等繰入金906万9,000円の減額につきましては、上から２段目にあります社会保障・税番号制度システム整備費補助金が確定したことによりまして、一旦６月に補正させていただいたときにはまだ国費が確定しておりませんでしたので、繰入金で予算措置しておりましたが、今回国費が確定したことによりまして、一般会計からの繰入ではなくこちらの整備費補助金に繰り替えたことによるものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。人員の変更があったのではなくて、そういう財政上の調整で行われたということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号　令和６年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第16号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号　令和６年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）次に、議案第17号　令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号　令和６年度熊取町下水道事業会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時15分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長　　二見裕子